

# 熊取町いじめ防止基本方針

平成 30 年 2 月

熊取町・熊取町教育委員会

## 目 次

はじめに	1
<b>I いじめ防止等のための基本的な考え方</b>	
1 いじめの定義	2
2 基本理念	3
3 いじめ防止等に関する措置	3
<b>II 町として取り組む施策</b>	
1 熊取町いじめ問題対策連絡協議会議の設置・運営	4
2 学校への支援	4
<b>III 学校が実施する施策</b>	
1 学校いじめ防止基本方針の策定	5
2 いじめ防止等の対策のための組織の設置	6
3 学校におけるいじめの防止等に関する措置	7
<b>IV 重大事態への対処</b>	
1 重大事態の意味について	9
2 重大事態の報告	10
3 調査の主体と組織	10
4 調査結果の報告及び提供	11
5 町長による再調査等	11

はじめに

近年、子どもたちを取り巻く社会状況が著しく変化する中で、いじめの問題についても多様化するとともに、より複雑になり深刻化する傾向にあります。例えば、SNS等新たなコミュニケーションツールの急速な普及は、人間関係構築の方法を多様化させ、保護者や教職員の認知が困難なネット上のいじめが発生し、社会問題となっています。

大阪府では、これまでも、いじめは「重大な人権侵害事象であり、根絶すべき課題として未然防止に努めなければならない」「いじめられた児童生徒の立場になって取り組み、速やかに解決する必要がある」という考えのもと、「いじめ防止指針」をはじめ、「いじめ対応プログラムⅠ・Ⅱ」「いじめ対応プログラム実践事例集」「いじめ対応マニュアル」「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」「5つのレベルに応じた問題行動へのチャート」をとりまとめ、様々ないじめ防止対策に取り組んできました。

平成25年6月28日、「いじめ防止対策推進法」が公布され、同年9月28日に施行されました。この法律は、いじめの防止等のための対策に関する基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定や対策について定められたものです。

今般、平成29年3月に国の方針が改定されたことから、大阪府においても「大阪府いじめ防止基本方針」が改定されることとなりました。熊取町として、この「大阪府いじめ防止基本方針」の趣旨に則り、「熊取町いじめ防止基本方針」を策定するものです。

「熊取町いじめ防止基本方針」は、教職員がいじめの問題を抱え込まず、いじめの未然防止や早期発見等の取組みを学校が組織として一貫して行うべきであることを明記しました。また、いじめが生じた時の学校の対応をあらかじめ示すことにより、児童生徒はもちろんその保護者にも、安心して学校生活を送ることができるとともに、いじめの加害行為の抑止にも役立てることとしました。さらには、加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、その支援につながる取組みも進めることとしています。

学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性等を踏まえた適切な支援を行うこととし、校種間や学校と保護者の連携を密にするとともに、周囲の児童生徒に対する必要な指導も組織的に行っていきます。

熊取町では、この基本方針に基づき、学校・家庭・地域及び関係機関等が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組んでまいります。

# I いじめ防止等のための基本的な考え方

## 1 いじめの定義

### (1) いじめ防止対策推進法による定義

いじめ防止対策推進法（以下、「法」という）第2条には、「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と定義されています。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係をさします。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。

### (2) 留意点と具体例

いじめには多様な態様があります。いじめられていても、本人がそれを否定する場合も多々あります。したがって、いじめに該当するか否かを判断するに当たっては、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立って、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があり、「心身の苦痛を感じているもの」といったように要件を限定して解釈することのないよう努めなければなりません。

例えば、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとします。

そして、具体的ないじめの態様として、以下のようなものが考えられます。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

好意から行った行為が意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合など、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を

再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能です。ただし、「いじめ」であるため、学校のいじめ対策組織への情報共有は当然必要です。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべき場合があります。また、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらは、被害者の心情や状況等に配慮したうえで、早期に警察と連携した対応を取ることが必要です。

## 2 基本理念

### (1) いじめは絶対に許されない

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題です。いじめは、全ての子どもの起こりうる問題であり、「いじめは絶対に許されない」との強い姿勢が必要です。いじめの加害者はもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も許されるものではありません。

### (2) 対等で豊かな人間関係を築く

いじめを克服するためには、子どもたちがお互いの違いを認め合い、他者の願いや思いを共感的に受け止めることができるような豊かな感性を身につけていくことが大事です。あわせて、規範意識を高め、仲間とともに問題を主体的に解決するためのコミュニケーション能力を育成していかなければなりません。

とりわけ学校では、対等で豊かな人間関係を築くための人権教育や道徳教育を粘り強く継続していくことが必要です。

### (3) 地域社会全体で取り組む

いじめは学校だけの問題ではありません。いじめ防止に向けて、学校・家庭・地域など全ての関係者が、それぞれの立場からその責務を果たし、一体となって真剣に取り組むことが重要です。

そのため、地域協働の活動を通じて、地域社会全体で、いじめを許さない環境（雰囲気）を生み出す必要があります。また、そうした社会との関わりの中で子どもに自分も他者もかけがえのない存在として大切にできる感性を育むことが大切です。

## 3 いじめ防止等に関する措置

他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行

為を許容したり、異質な他者を差別するといった大人の振る舞いが、子どもに悪影響を与えるという指摘もあります。いじめの未然防止のためには、子どもを取り囲む大人一人ひとりが、それぞれの役割を自覚し、責任ある行動を率先してとることが大切です。

しかし、未然防止の取組みを充実させても、現実にはいじめを根絶させることは非常に困難なことです。したがって、いじめを早期に発見することが、事態を深刻化させる前にその芽を摘むという点から特に重要です。

そのためには、学校・家庭・地域が子どもの小さな変化に気づく力を高めることが必要です。

また、子どもたちが、気がねなく相談できる環境を整えるとともに、日頃から様々な事態を想定し、状況に応じて機敏に対応できるよう関係者間で緊密に連携できる体制を整えておくことも大切です。

## II 町として取り組む施策

### 1 熊取町いじめ問題対策連絡協議会の設置・運営

町は、法第14条1項に基づき、いじめ問題等に関係する機関の連携を図るため、「熊取町いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という）を設置します。連絡協議会は、学校、教育委員会、町関係部局、警察署、岸和田子ども家庭センター等により構成します。

連絡協議会は、熊取町いじめ防止基本方針（以下「町基本方針」という。）に基づく取組みを効果的かつ円滑に推進していくための情報交換及び連絡調整を行います。また、町基本方針の内容について、PDCAサイクルにより点検し、必要に応じて見直しを行います。さらに、町基本方針に基づく町立学校におけるいじめ防止の取組みについての点検を行います。

### 2 学校への支援

#### （1）学校の取組みに対する指導等

教育委員会は、学校におけるいじめ防止基本方針の見直しや体制の確立、及びいじめ防止の取組みの推進等に関して、指導・助言するとともに必要な情報提供を行います。

#### （2）教員の資質向上

いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、いじめ問題に関する研修の充実を通じて教員の資質能力の向上を図ります。

また、ネット上のいじめへの対処や情報モラル教育についての研修や情報提供などを行い、教員の意識や資質能力の向上に努めます。

### (3) いじめ問題の防止や対処についての支援

生徒指導体制づくりやいじめへの適切な対処などについて、教職員が子どもと向き合い、いじめが起こらない学校運営の改善について必要な支援や情報提供などを行います。

また学校からいじめの報告を受けた場合は、学校がいじめの解決に向けて適切な措置がとれるよう、必要な支援や指示を行います。特にネット上のいじめに対しては、場合によって警察や法務局等の関係機関との連携や、「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」などを活用し、いじめの解消に向けて支援を行います。

## Ⅲ 学校が実施する施策

### 1 学校いじめ防止基本方針の策定

#### (1) 学校いじめ防止基本方針の内容

法第13条に基づき、学校は、取組みの基本的な方向や内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という）として定めます。

学校基本方針には、いじめ防止に関する学校の基本的な考え方のほか、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うための校内組織の設置や、未然防止、早期発見、重大事態も含め通報や相談があった場合の対処、当事者である児童生徒や保護者への指導・支援や助言、いじめが起きた集団への働きかけ、ネット上のいじめへの対応などについて記載することとしています。

また、児童生徒一人ひとりが自己実現を果たすことができるような教育活動を進めるため、いじめ防止等の取組みについて学校教育計画に位置付け、示すこととしています。

#### (2) 学校基本方針の運用

学校基本方針を見直しする際、例えば、その実効性を高めるため、見直し検討段階から児童生徒や保護者、地域関係者等の意見を取り入れるなど、いじめ防止等に関わる者が主体的かつ積極的に参加できるようにすることも大切です。

また、学校基本方針が、学校の実情に即してきちんと機能しているか、校内に設置する組織を中心に点検し、PDCAサイクルにより必要に応じて見直すことが大切です。

さらに、学校基本方針を実効的なものにする取組みの一環として、その内容を、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に周知し、Webペー

ジなどにも掲載します。

そして、いじめの防止に資する多様な取組みが体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組みの方針を定め、その具体的な内容をプログラム化した「学校いじめ防止プログラム」やアンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等の在り方を定めたマニュアルの作成が必要です。

## 2 いじめ防止等の対策のための組織の設置

法第 22 条に基づき、学校は、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理・福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家により構成される組織（学校いじめ対策組織）を置きます。

組織を置くことで、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能になること、また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用により、より実効的ないじめの問題の解決を図ります。

また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等のいじめに関する通報及び相談体制を整備した場合、児童生徒から活用されるよう、その取組みを積極的に周知する必要もあります。

次に、学校のいじめ対策組織は以下の役割を担うものとします。

### 【未然防止】

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

### 【早期発見・事案対処】

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

### 【学校基本方針に基づく各種取組み】

- 学校基本方針に基づく取組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修

を企画し、計画的に実施する役割

- 学校基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校基本方針の見直しを行う役割（P D C Aサイクルの実行を含む。）

### 3 学校におけるいじめの防止等に関する措置

#### (1) いじめの未然防止

##### ア 子どもの人権意識を育む

いじめを生み出さないために、子ども一人ひとりが違いを認め合い、お互いを尊重し合うことによって、いじめを許さない集団作りを進めていくことが必要です。

とりわけ学校では、児童生徒が目的を持った学校生活を送り、クラス集団や自主活動の集団の中で信頼と協調に基づく人間関係の中で、規律を守る力やコミュニケーション力を育てていくための取組みを、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動などの機会を通じて、総合的に推進していくことが必要です。

#### (2) いじめの早期発見

##### ア 小さな変化を見逃さない

いじめは他人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、他人が気づきにくく判断しにくい形で行われることがあります。小さな兆候であっても、早い段階からの的確に関わりを持つことが何より大切です。

そして、学校においては、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えなければなりません。

##### イ 情報を共有し迅速に対応する

多くの場合、いじめの実態を把握することは個人では困難であるので、子ども小さな変化やいじめの兆候を見つけた場合は、一人で抱え込むことなく、相談できる者と情報を共有し、迅速に対応しなければなりません。

#### (3) いじめへの対処

##### ア 事実関係を確認し被害者のケアと安全確保を行う

いじめ（あるいはいじめの可能性）が確認された場合、まずはいじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全確保が最優先です。

そのため、日頃から様々な事態を想定し、状況に応じて機敏に対応できるよう

関係者間で緊密に連携できる体制を整えておくことが大切です。その上で、いじめたとされる児童生徒に対して事実関係の確認を行います。

学校では、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を活用するなど、学校の設置者や警察、福祉機関等との連携も含めた対応方針を決定し、組織として対応していきます。

#### イ いじめ行為には厳重な処分を行うとともに粘り強い指導を行う

いじめた児童生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であることを毅然とした姿勢で示すことが必要です。出席停止も含め、いじめた児童生徒には、自分の行為についてしっかりと振り返り、反省できる環境を整えなければなりません。また、この際、大切なことはいじめた児童生徒の保護者との連携です。事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めることが大切です。

いじめた児童生徒自身には深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合があります。

いじめた児童生徒が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るようにしていくためには、学校の教職員組織全体での継続的で粘り強い説諭や、当事者の児童生徒との話し合いなどにとどまらず、地域の関係者などの協力も得ながら、情緒的な安定を獲得していく中で、成長支援の観点を踏まえ規範意識や社会性を育成していかなければなりません。また、必要に応じて警察や福祉機関等との連携による指導も必要です。

#### ウ 集団全体の課題としてとらえる

いじめを見ていたり、同調したりした児童生徒の中にも様々な思いを抱えている子どもたちがいます。いじめを受けた児童生徒の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容を求めなければなりません。はやしたてたり、おもしろがったりして見ている「観衆」や見て見ぬふりをしていた「傍観者」であっても、いじめを受けている児童生徒にとっては、孤独感や孤立感を強める存在であることを理解させ、当事者だけの問題ではなく、いじめが起こった集団一人ひとりの課題であることを認識させていくことが重要です。

### (4) いじめの解消の定義

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされていなければなりません。

#### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行います。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視しなければなりません。

#### ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。学校は、被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保しなければなりません。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要があります。

## IV 重大事態への対処

### 1 重大事態の意味について

全国的には近年、残念ながらいじめにより子どもの生命や身体または財産に関わるような重大な事態が起こっています。

こうした事態が発生した場合には、第三者性を確保しながら事実関係を確認して、原因と課題を明らかにし、同じことが繰り返されることがないように対策を講じることが必要です。

そのため、町及び町教育委員会、町立学校は、より客観的な調査を行えるよう、関係機関と連携、協力する体制を整備する必要があります。

#### 【重大事態の意味】

法第28条には、学校または学校の設置者が事実関係を明確にするための調査を行う重大事態として以下の場合が記されています。

○生命、心身又は財産に関わる重大な被害が生じた疑いがある場合

(例)・児童生徒が自殺を企図した場合

・身体に重大な傷害を負った場合

- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

○いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

相当の期間については、不登校の定義を踏まえ年間 30 日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合はこれにかかわらず、学校及び学校の設置者の判断で調査に着手することが必要。

## 2 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、校長は直ちに町教育委員会に報告し、町教育委員会は、町長に事態発生について報告を行います。

学校いじめ対策組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いのある事案に関する情報が共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが必要です。

教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、または対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談しなければなりません。

事案に対応する際には、各教職員がいじめの対応に係る記録を残し、学校の対策組織に報告します。また、学校は、報告すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確化しておきます。

## 3 調査の主体と組織

町教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかを判断します。

### (1) 学校が主体となって調査を行う場合

学校に常設している「いじめの防止等の対策のための組織（学校いじめ対策組織）」が調査を行います。

町教育委員会は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行います。

### (2) 町教育委員会が主体となって行う場合

学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、町教育委員会が外部の専門家の助言を得ながら調査を行います。

## 4 調査結果の報告及び提供

調査結果は、速やかに報告を行います。学校が主体となって調査を実施した場合は、町教育委員会を通じて町長に報告します。また、町教育委員会が主体となった場合も、町教育委員会が、町長に報告します。

また、学校または町教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等について説明します。

## 5 町長による再調査等

### (1) 再調査の方法

- ① 4の調査結果の報告を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときに、報告結果について再調査を行います。
- ② 再調査は、公平性・中立性をはかるため、専門的な知識及び経験を有する第三者で構成する「熊取町立学校いじめ再調査委員会」を設置して行います。
- ③ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明します。

### (2) 再調査の結果を踏まえた措置等

町長は、町立学校の再調査の結果を議会に報告し、再調査の結果を踏まえ、町立学校に対して当該調査に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講じます。